

# 「那覇市立銘苅小学校・いじめ防止基本方針」

平成 27 年 3 月策定  
平成 27 年 4 月 1 日施行

## 1. 本校の基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。

また、いじめは、いつでも、どこからも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るという危険性をはらんでいる。こうした事実をふまえて、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子でも、どの学校でも起こり得ることを念頭に、「いじめ未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの早急な対処措置」について、銘苅小として共通理解を図り、組織的に対応していく。

特に、本校では、いじめの予防と早期発見に特に重点的に取り組んでいくと共に、いじめが発生してしまった場合には、児童の尊厳を最大に重視し、那覇市教育委員会や地域、家庭、民生員・児童員等の関係機関との連携のもと、早急にいじめ根絶に向けて、組織をあげて適切な対処に全力で取り組むようとする。

さらに、常にいじめがなく安心して生活することができる学校の実現と維持のために、いじめ防止に係わる取り組みを、定期的にふり返り、改善を加えていくようにする。

## 2. 学校の現状

本校は開校 10 年目を迎え、児童数 732 名の中規模校である。校舎の南側は大きな商業施設に加え、博物館・美術館、公園などの公共施設がある。さらに、北側にも住宅地の中に児童公園などの施設が整っているなど、環境にも恵まれた地域である。子どもたちも比較的穏やかで落ち着いており、素直な気質の子が多い。保護者も協力的で、PTCA 活動やその他の教育的活動にも熱心である。しかし、本校でもいじめは他人ごとではない。過去に起きたいじめの反省から「銘苅小のハッピールール」を設け児童が安心して学校生活をおくれるように取り組んでいる。今後も、児童が、心の底から「銘苅小学校で学んでもよかったです」と思える「明るく楽しい学校」づくりを続ける中で、いじめ未然防止、早期発見、早期対応に組織的に対応し、職員一丸となって取り組む決意である。

## 3. いじめの防止等の指導体制・組織的な対応

### (1) 教職員による指導について

校内研修の確立と情報共有の場の設定及び児童への指導の徹底

いじめをゆるさない体制の確立と児童への周知

- 日常的な「わかる授業」の実践
- 学年経験を中心とした児童の活躍の場作り、居場所作り、絆作り
- キャリア教育に視点をあてた社会体験や奉仕体験活動等の推進と充実
- 道徳の時間を中心とした全教育活動における指導
- 地域行事等の参加の奨励(新都心クリーンデー、安岡中校区青少協まつり等)
- 学校行事での異学年、異世代との交流を推進(エイサー、お招き会、ベストフレンド集会等)

## (2) 未然防止

本校のいじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、下記の関係者からなる「いじめ防止対策会議」を置く。

### 那覇市立銘苅小学校「いじめの防止対策会議」(いじめ防止対策推進法 22 条に基づく必置組織)

- 校内職員：校長・教頭・教務主任・養護教諭・特別支援コーディネーター・各学年主任  
生徒指導主事・教育相談支援員・加害及び被害児童担任
- 校外関係者：PTA会長・PTA副会長 ← 主に情報提供等で  
(事案により地域民生員・児童員・部活動指導員・各自治会長等)

#### 【主な取り組み】

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 本校のいじめ防止基本方針の策定    | <input type="checkbox"/> いじめ防止基本方針に沿った実践と検証 |
| <input type="checkbox"/> いじめ防止基本方針の修正       | <input type="checkbox"/> 校内研修の企画・運営         |
| <input type="checkbox"/> いじめに係わる情報収集        | <input type="checkbox"/> いじめに係わる全職員への情報提供   |
| <input type="checkbox"/> 第1次緊急対応会議に向けた報告の準備 | <input type="checkbox"/> 第1次緊急対応会議への引き継ぎ    |

※当該組織は、学校が組織的にいじめ防止の諸問題に取り組むにあたって、中核となる役割を担い、いじめ防止に係わる具体的な取り組みを行う。

## (3) 早期発見

### ① 早期発見の取り組み

- 人権教育担当と連携し、毎月「めかるっ子アンケート」を実施したり、教育相談週間を年2回実施したりするなど、いじめ早期発見に組織的に取り組む。
- 不断の子ども達の見取り情報交換
  - ・日々の授業の充実
  - ・自己有用感と自尊感情の醸成
- 教職員間の情報交換
  - ・特に学年会等での情報交換
  - ・毎週月曜日朝に開催される校務連絡会での情報交換
  - ・職員会議内で時間を設定し、情報交換
  - ・必要に応じて臨時集会

#### (4)早期対応

##### ①素早い事実確認

###### □速やかな報告の徹底

- ・担任、現状目撃者等の情報受信者→担任、学年主任等→教頭→校長のルートで情報や状況を直ちに報告する。
- ・情報受信者を中心に直ちに「いじめ発見報告書」を作成する。教頭へ提出する。
- ・教頭により、第1次緊急対応会議を招集し、報告書の内容を周知する。

##### 〈報告書の内容〉

○日時 ○場所 ○被害児童 ○加害児童 ○内容、状況 ○情報受信者

##### ②第1次緊急対応会議

##### 【第1次緊急対応会議】当該児童に聞き取りする前に事実確認を進めるための会議

###### (1)構成人員

○校長 ○教頭 ○教務 ○生徒指導主事 ○学年主任 ○被害加害児童担任  
○養護教諭 ○特別支援コーディネーター ○教育相談員

###### (2)会議内容

###### ①事実確認のための必要事項

- ・いじめの状況（日時・場所・人数・様態 等）
- ・いじめの動機や背景
- ・被害児童と加害児童の家庭環境や日頃の言動や性格、その他
- ・本件について家庭が知っていること
- ・これまでの問題行動等

・時系列での事実の把握

###### ②事実確認のための役割分担

- ・事実確認のための役割分担
- ・被害児童への聞き取り
- ・周辺児童への聞き取り
- ・加害児童役割分担
- ・該当児童保護者や性格」

#### (5)ネット上でのいじめの対応

□ネット上に本校及び本校児童係わる不適切な書き込み等（名誉毀損、プライバシー侵害、誹謗中傷等）を発見した場合は、直ちに削除する措置をとる。その際は那覇市の法務局等に協力を求める。児童の生命、財産等に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに、交番、那覇警察署に通報し、適切な支援を求める。那覇市教育委員会に報告するとともに、安岡中学校、近隣小学校にも連絡を入れる。

□情報モラル教育を全学年で行う。

(6)指導計画

	4月	5月	6月	7月	9月	10月
職員会議	職員会議での情報交換 学級経営説明会での啓発	職員会議での情報交換 家庭訪問での情報交換	職員会議での情報交換	職員会議での情報交換	職員会議での情報交換	職員会議での情報
防止対策	人権の日	人権の日	教育相談 人権の日	個人面談 人権の日 職員研修	人権の日	人権の日 事例検討会及び対策会議
早期発見	めかるっ子アンケート (児童アンケート)	めかるっ子アンケート (児童アンケート)	めかるっ子アンケート (児童アンケート)	めかるっ子アンケート (児童アンケート)	めかるっ子アンケート (児童アンケート)	めかるっ子アンケート (児童アンケート)

	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議	職員会議での情報交換	職員会議での情報交換	職員会議での情報交換 保護者会での啓発	職員会議での情報交換	職員会議での情報交換 本年度のまとめ
防止対策	人権の日 ベストフレンド週間	人権の日	教育相談 人権の日	人権の日	人権の日
早期	めかるっ子アンケート (児童アンケート)	めかるっ子アンケート (児童アンケート)	めかるっ子アンケート (児童アンケート)	めかるっ子アンケート (児童アンケート)	めかるっ子アンケート (児童アンケート)

4. 重大事態への対応

(1)重大事態等とは

- 一 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
  - 児童が自殺を企図
  - 身体に重大な障害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合

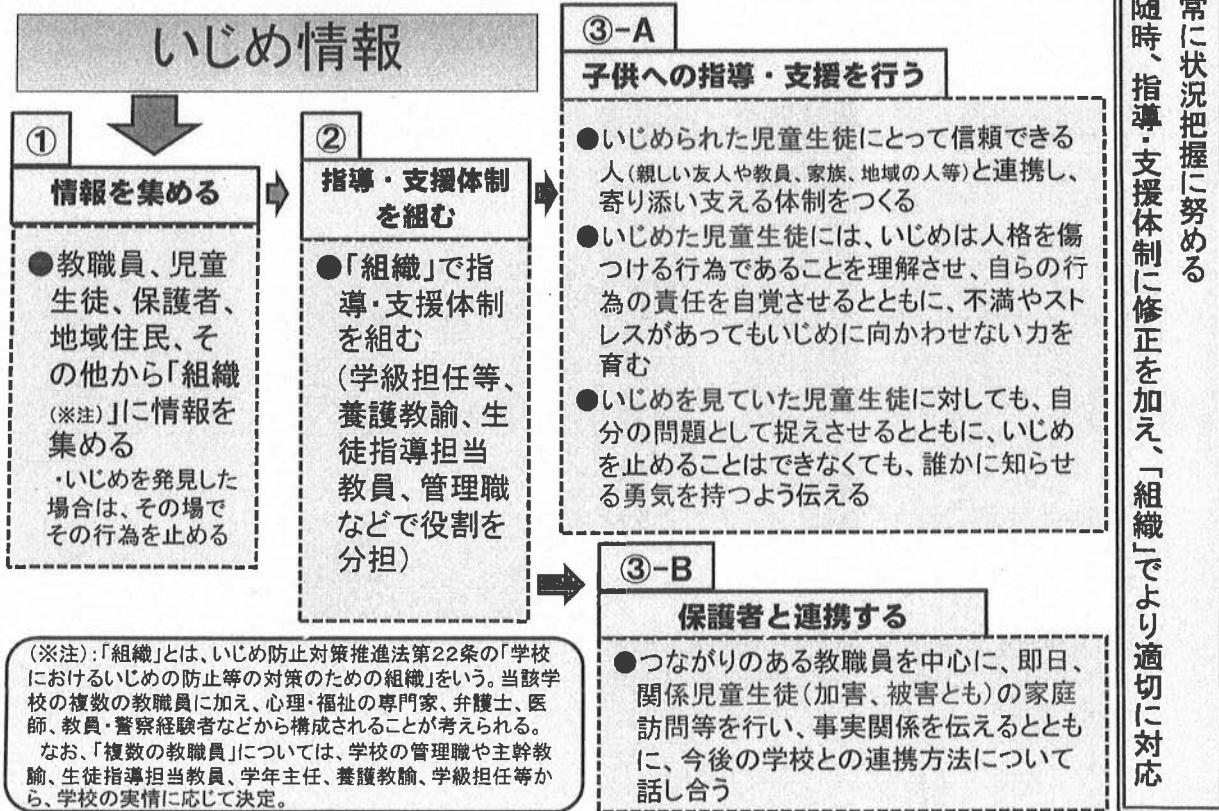
○精神性の疾患を発症した場合 等を想定

二 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手。

## (2)重大事態の発生と対応

- ・重大事態が発生した場合は、迅速にかつ正確に事實関係を明確にし、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- ・重大事態が発生した場合は、発生した旨を教育委員会に一報を入れ指示を仰ぐ。
- ・重大事態が発生した場合、緊急に職員会議を開き対応を共通理解するとともに児童に対するプライバシー保護を徹底する。また、情報発信の一元化を共通理解する。

# 組織的ないじめ対応の流れ



## 5. PTCA 及び家庭・地域との連携について

- ・定期のPTCA三役会等で情報開示し、協力を仰ぐ。
- ・適時または隨時、学年・学級懇談会等での話し合いを行う。
- ・個人面談等で情報収集や相談を受ける。
- ・日曜参観日や授業参観日等で広く授業公開し、校長講話等で本校の現状について情報提供を行い、理解を求める。
- ・校長便り・図書館便り・保健便り・学級・学年便りによる子ども達の活動の広報を行う。